

ID: 259

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定工事店証の交付及び再交付
例規名 根拠条項	高根沢町下水道排水設備指定工事店規程 第5条第1項及び第3項
例規番号	平成30年企業管理規程第8号
<p>【基準】</p> <p>第3条及び第5条の規定による。 (指定工事店の指定)</p> <p>第3条 条例第7条で規定する排水設備工事を施工することができる者は、次の各号に掲げる要件に適合している工事業者とし、管理者はこれを指定工事店として指定するものとする。</p> <p>(1) 責任技術者が1名以上専属していること。 (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。 (3) 栃木県内に営業所があること。 (4) 次のアからカまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 工事業者(法人にあっては代表者)が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合 イ 工事業者(法人にあっては代表者)が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合 ウ 工事業者(法人にあっては代表者)が責任技術者として下水道法により拘禁刑、罰金の処分又は条例第35条により過料の処分を受けてから2年を経過していない場合 エ 指定工事店が指定取消しから2年を経過していない場合 オ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合 カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者がいる場合</p> <p>2 前項第4号エの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号エに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。 (指定工事店証)</p> <p>第5条 管理者は、指定工事店として指定を行った工事業者に対し、下水道排水設備指定工事店証(様式第3号)(以下「指定工事店証」という。)を交付する。</p> <p>2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。 3 指定工事店は、指定工事店証を毀損又は紛失したときは、直ちに下水道排水設備指定工事店証再交付申請書(様式第4号)を管理者に提出して再交付を受けなければならない。 4 指定工事店は、第10条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく管理者に指定工事店証を返納しなければならない。 5 指定工事店は、第10条第2項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間一時指定工事店証を返納しなければならない。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日